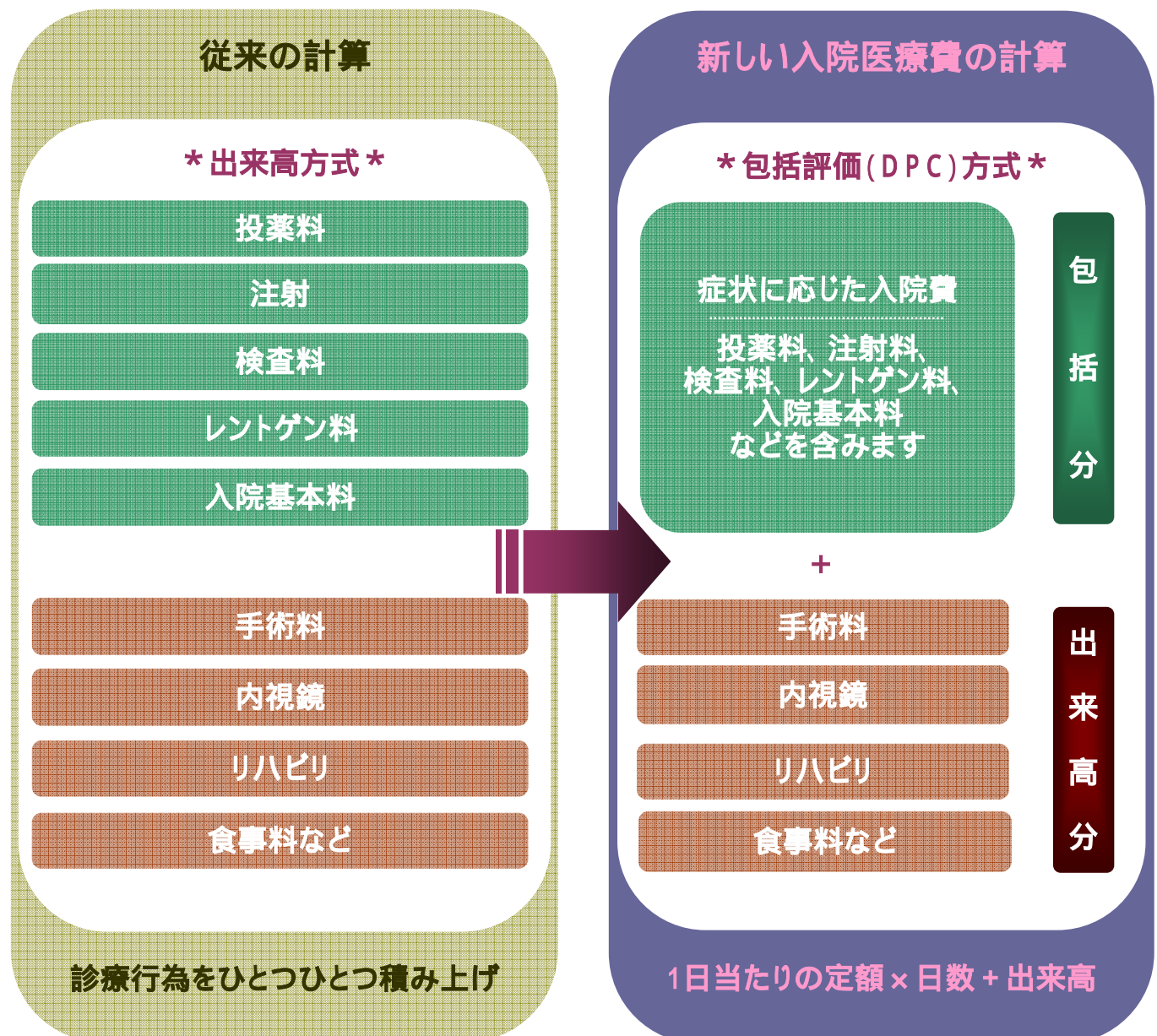


平成22年7月1日より入院医療費の計算方法が変わります

当院は平成22年7月1日より、DPCの対象病院となります。

これまで、入院医療費は診療行為ごとに計算する出来高方式でしたが、包括分(病状に応じた入院費)と出来高を合算した「包括評価(DPC)」方式に変わります。

「包括評価(DPC)」方式とは、入院される患者様の病気・症状により治療内容に応じた診断群分類別に1日当たりの費用を定めた医療費の計算(支払)方式です。



DPC・入院医療費のQ&A

Q1.すべての入院患者がDPCの対象となるのですか？

A1. 平成22年7月1日以降に入院された方で、医師の診断の結果、国が定める疾患・傷病名に該当された場合にDPCの対象となります。

下記のような場合は、従来の計算方式(出来高方式)となります。

- ・国が定める疾患・傷病名(診断群分類)のいずれにも該当しない場合
 - ・労災、交通事故(自賠償保険)による診療、自由診療、歯科診療
 - ・平成22年6月30日以前から引き続き入院されている方
- ただし、平成22年9月1日からはDPCの対象となる場合があります。
- ・入院後24時間以内に亡くなられた方

Q2.入院費の支払い方法はどのようになるのですか？

A2. 基本的には従来と変わりありません。月1回(月末締め)の定期請求と退院時の請求になります。又、翌月以降に診断群分類(疾患・傷病名)が変更された場合は、退院時に前月までの支払額と変更後の医療費との差額を調整・精算させていただくことになります。

Q3.高額療養費の取扱いはどのようになるのですか？

A3. 高額療養費制度の取扱いに関しては、従来と変わりありません。これまでどおり、限度額適用認定証をお持ちの方は、入院時にご提示ください。

Q4.特定疾患等の公費の認定を受けていますが、支払はどのようになるのですか？

A4. 特定疾患等の公費の認定を受けた傷病名の治療が入院の主たる目的となる場合は、DPCの対象となっても公費が適応されます。

＊＊病院からのお願い＊＊

入院中に複数の疾患、傷病の治療を希望される場合

DPCは、主たる疾患、傷病の入院診療を行うことが前提とされた制度です。そのため、主たる疾患、傷病以外で緊急を要しない治療は、退院後に対処させていただくことがございますのでご了承ください。

服用中のお薬がある場合

当院または他の医療機関のお薬を服用されている方は、薬剤管理上、入院の際には服用されているお薬をすべて持参ください。尚、お薬が残り少ない場合は、入院されるまでに当院またはかかりつけの医療機関で処方をお受けになれますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら医事課までお問い合わせください。